

四日市市告示第11号

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく市長が定める額（平成5年四日市市告示第205号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月18日

四日市市長 森 智 広

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,081円	13,384円
20歳以上25歳未満	5,589円	13,384円
25歳以上30歳未満	6,164円	14,322円
30歳以上35歳未満	6,577円	17,163円
35歳以上40歳未満	6,854円	19,407円
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円
45歳以上50歳未満	7,208円	22,760円
50歳以上55歳未満	7,090円	25,308円
55歳以上60歳未満	6,583円	25,093円
60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円
65歳以上70歳未満	3,970円	15,258円
70歳以上	3,970円	13,384円

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び令和3年4月1日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

(総務部人事課)